

ひとり親家庭等臨時特別給付金を支給します

燕市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ひとり親家庭等の生活を支援するため、燕市独自の経済的支援を実施することになりました。

【対象者】

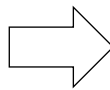
- ・令和2年4月分の児童扶養手当受給者
 - ・令和2年3月分の児童扶養手当受給者で児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過したことにより児童扶養手当を受給すべき事由が消滅した者
- (注意) 児童扶養手当が支給停止の方には、ひとり親家庭等臨時特別給付金は支給されません

【支給額】

児童扶養手当1か月分(令和2年4月分の児童扶養手当支給額)

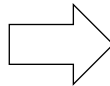
※ただし、対象児童が18歳になり令和2年3月31日をもって受給対象外となった場合、その児童分は令和2年3月分の手当額を4月分(法改正後)の金額に再計算して支給します

18歳に達し令和2年3月31日をもって受給対象外となった児童がいる場合



令和2年3月分の手当額を4月分(法改正後)の金額に再計算して支給します(※)

上記児童がない場合



令和2年4月分の手当額を支給します(※)

※手当額が10,000円以下の場合は、一律10,000円を支給します

《参考》

国の法令改正により、令和2年4月分から児童扶養手当の月額が約0.5%引き上げられています

対象児童人数	全部支給		一部支給	
	改定前月額	改定後月額	改定前月額	改定後月額
1人	42,910円	43,160円	42,900円~10,120円	43,150円~10,180円
2人	53,050円	53,350円	53,030円~15,190円	53,330円~15,280円

【支給日】

令和2年5月21日(木)

【手続き】

不要

※ただし、受給を希望しない場合は、令和2年5月13日(水)までに、同封の「ひとり親家庭等臨時特別給付金受給拒否の届出書」を下記宛てに郵送するか、窓口まで持参してください。

【振込口座】

児童扶養手当で指定している口座

※口座解約・変更等により指定口座への振り込みができない場合は、令和2年6月30日(火)までに必ず口座登録の手続きをお願いします。

《お問合せ》

燕市健康福祉部社会福祉課児童福祉係

959-0295 燕市吉田西太田1934番地 1階 19~21番窓口

月曜から金曜(祝日除く)午前8時30分から午後5時15分まで TEL: 0256-77-8186